

## 第4回金融モニタリング有識者会議資料

---

平成28年11月22日  
金融庁

# 目 次

---

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1. 検査・監督の見直しの取組み        | ・・・ 2 |
| (参考)                    |       |
| ○検査・監督の事務フロー            | ・・・ 6 |
| ○検査局の体制変更               | ・・・ 7 |
| 2. ご議論頂きたいポイント          | ・・・ 8 |
| (参考)                    |       |
| ○モニタリング手法の見直しに関し示してきた方針 | ・・・ 9 |

# 1. 検査・監督の見直しの取組み①

○ 平成25事務年度以降、さまざまな検査・監督の見直しを進めている。主な見直しのポイントは以下のとおり。

## 従来の検査（・監督）

### <何をどう見るか>

## 問題意識

## 新しいモニタリング

- 財務の健全性に関しては個別資産査定が中心

- 当局は、個別資産査定に集中し、**金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクについて、議論ができていない**のではないかと、金融機関の融資判断を、検査官に説明しにくい事業性よりも担保・保証等中心に偏らせる影響が生じかねないのではないか

- 原則、金融機関の自己査定を尊重
- 取引先の財務だけではなく事業を評価しているか議論

- 財務の健全性以外に関しては法令遵守態勢のチェックが中心

- 当局が法令遵守態勢の定型的なチェックに注力する等の結果、金融機関が、当局検査の指摘の対応を含め**証跡を残すことなど形式的な面に過度に注力**しており、実質的なリスク管理や顧客保護態勢の向上につながっていないのではないか

- 課題に応じて、ビジネスモデルやガバナンスを含めた根本原因についても議論

- 個別金融機関ごとのミクロの視点中心

- 金融システム全体にとって重要なリスク、新たに顕在化しつつあるリスク、今後重要になると見込まれるリスクに重点を置いた検証**がなされていないのではないか

- マクロプルーデンス総括参事官室を設け、経済・市場動向をリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクを分析し、モニタリングに反映

# 1. 検査・監督の見直しの取組み②

## 従来の検査(・監督)

## 問題意識

## 新しいモニタリング

- 原則、検査局は業態別にモニタリングチームを編成

- 金融ビジネスの複雑化・リスク管理の高度化に伴い、当局においても**専門性の向上が必要**ではないか
- 水平的レビュー等の新たな手法の導入等に伴い、**業態横断的な対応を行っていく必要性**が高まっているのではない

- 業態別モニタリングチームに加え、業態横断的なリスクカテゴリー別の専門チームを編成

- チェックリストに基づくミニマム・スタンダードの確認に注力

- 金融を取り巻く環境の変化や、金融機関のレベル向上に伴い、最低基準の遵守状況の確保だけにとどまることなく、
  - 環境変化に対応したビジネスモデルの確立、**
  - フォワードルッキングなリスクの把握と対応、**
  - よりすぐれた業務運営(ベストプラクティス)の構築、**等を促す必要性が高まっているのではない

- 複数の金融機関のリスク管理等の取組みを比較し、ベストプラクティスを把握(水平的レビュー)
- 持続的なビジネスモデル構築に向けた対話

- 金融機関の経営陣・リスク管理部門・コンプライアンス部門との議論が中心

- 業務の実態をより正確に把握するためには、金融機関だけではなく、**さまざまな関係者との対話も重要**なのではない

- 社外取締役・監査役や金融機関のステークホルダーとの対話の充実、情報収集の強化

# 1. 検査・監督の見直しの取組み③

## 従来の検査(・監督)

## 問題意識

## 新しいモニタリング

### <いつ誰がモニタリングを行うか>

- 原則、一定の周期に基づきオンサイト検査対象先を選定

- 経営環境の変化が加速しているのに、定期検査の間の期間の**新たな課題の発生に機動的な対応ができない**のではないか
- 検査先の課題の大小に関わらず、一律の総花的な検査は非効率。(一定周期の検査では、)課題の大きな検査先に対し、**継続的な改善を求める効果的な対応ができない**のではないか

- 課題の大小や内容に応じたモニタリング。オフサイトでの継続的なモニタリングを行ったり、必要な場合には、重要なテーマに絞って機動的にオンサイトを実施するなどの態勢に見直し

- 検査局(オンサイト)と監督局(オフサイト)は独立して業務を遂行

- オフサイトで継続的なリスク把握・分析し、それに基づき、オンサイトでの深度ある議論を一貫して実施するという**新しいモニタリングと庁内の態勢が整合的ではない**のではないか

- 検査局もオフサイトモニタリングに取り組み、監督局との連携を強化(オン・オフ一体)

- 国際部門は国際規制の導入負担ができるだけ小さくなるよう交渉する一方、国内部門は国内の課題に独自に対処

- 国際規制が対処しようとしている課題には国内の課題と共通する部分も多いのに、内外バラバラの対応を行う結果、**国際的な議論に対し建設的な提言ができない一方、国内の課題の解決にも国際的な議論の積み重ねを活用できない**のではないのか

- 国際的な規制が対処しようとしている課題と国内の課題に共通する部分がある場合には、国内・国際の担当者からなるチームを組成し、国内の知見に基づく提言を国際的に行うことにより、国際規制ができるだけ国内の課題の解決にも役立つものとなるように努める

## 1. 検査・監督の見直しの取組み④

従来の検査（・監督）

問題意識

新しいモニタリング

### ＜結果をどう伝えるか＞

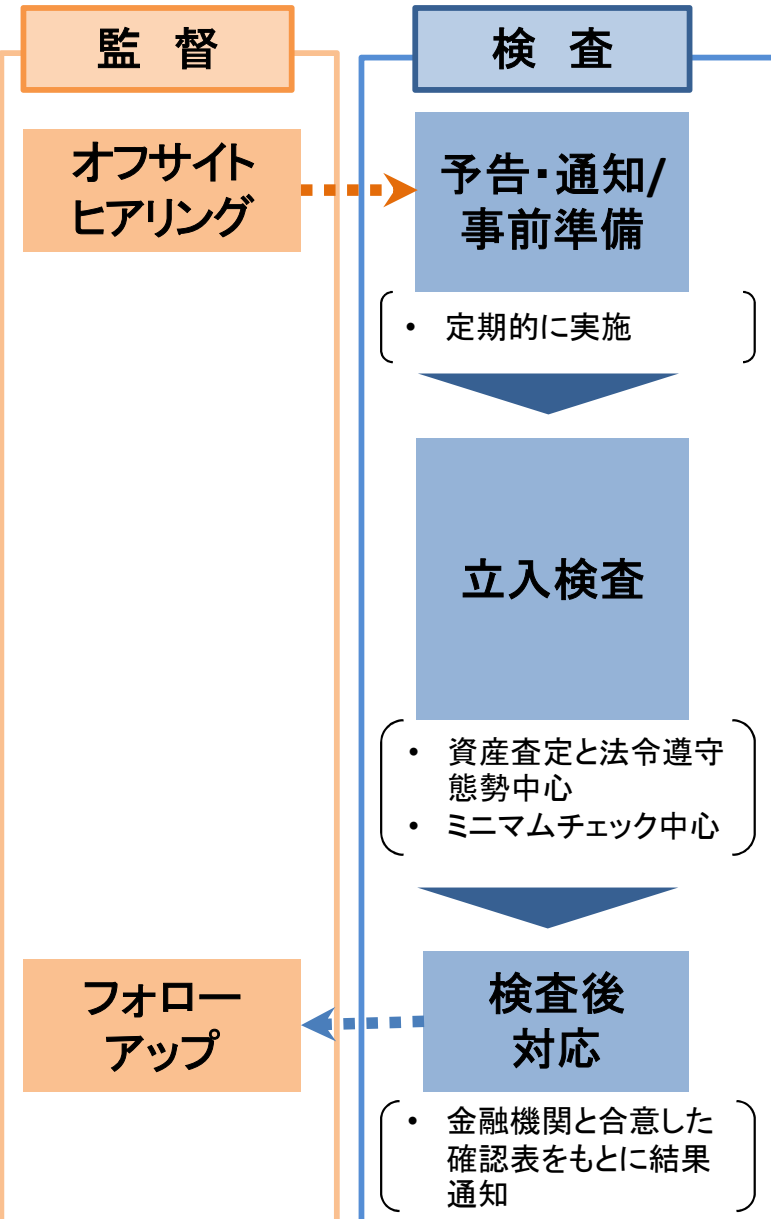
- 検査では、金融機関と合意した内容について確認表を作成し、確認表に基づき検査結果を通知

- 検査では何らかの指摘事項を見出してくることが期待される一方、金融機関と合意できた事項のみ指摘する慣行があったため、重要な経営課題の深度ある検証よりも、金融機関と合意しやすい形式・表層的な指摘に注力しがちになっているのではないか

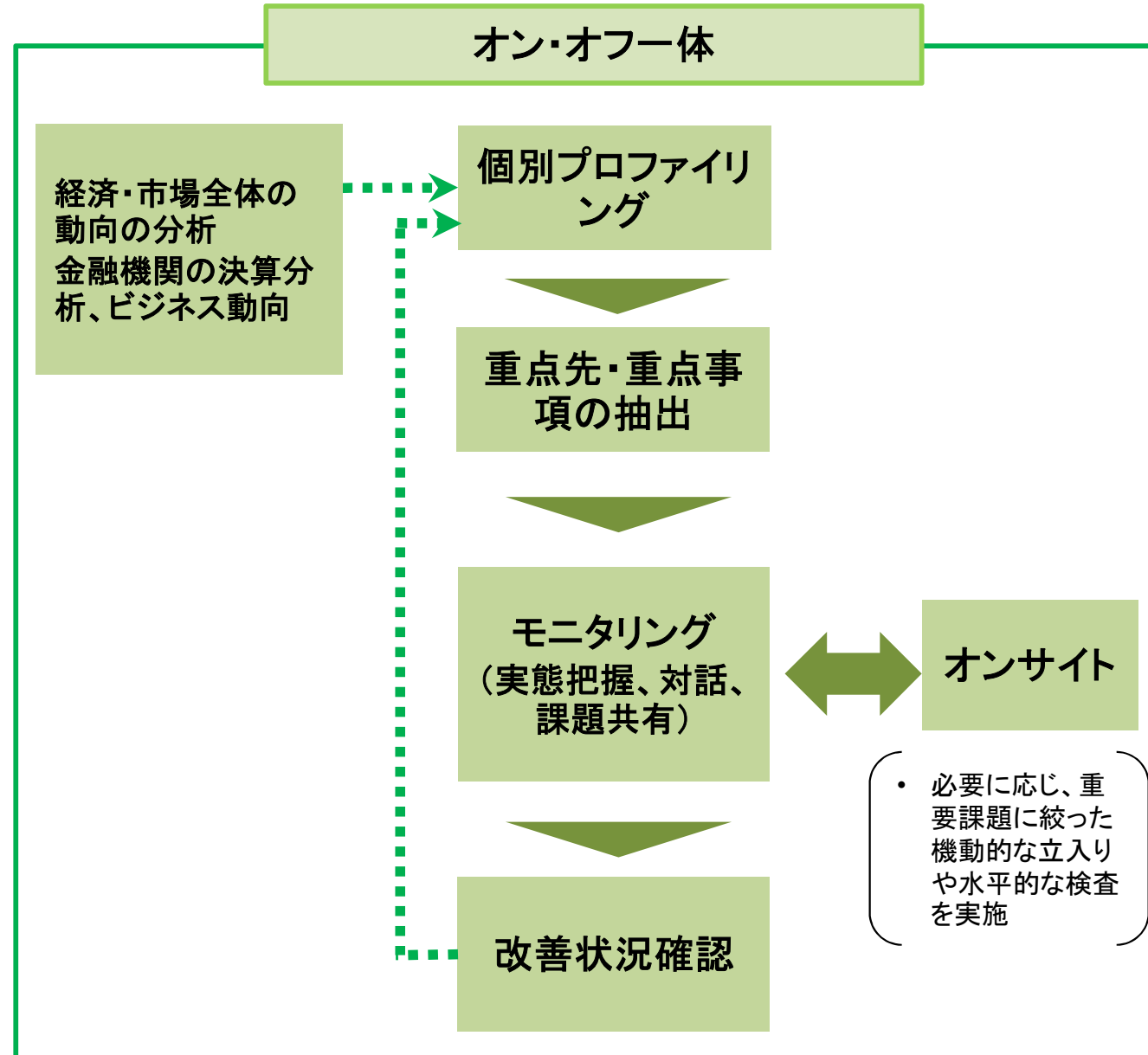
- 検査において、金融機関と合意が得られない場合には、確認表に両論を併記し、検査官の所見などの形で金融機関へ提示

## (参考) 検査・監督の事務フロー

### <従来の検査・監督>

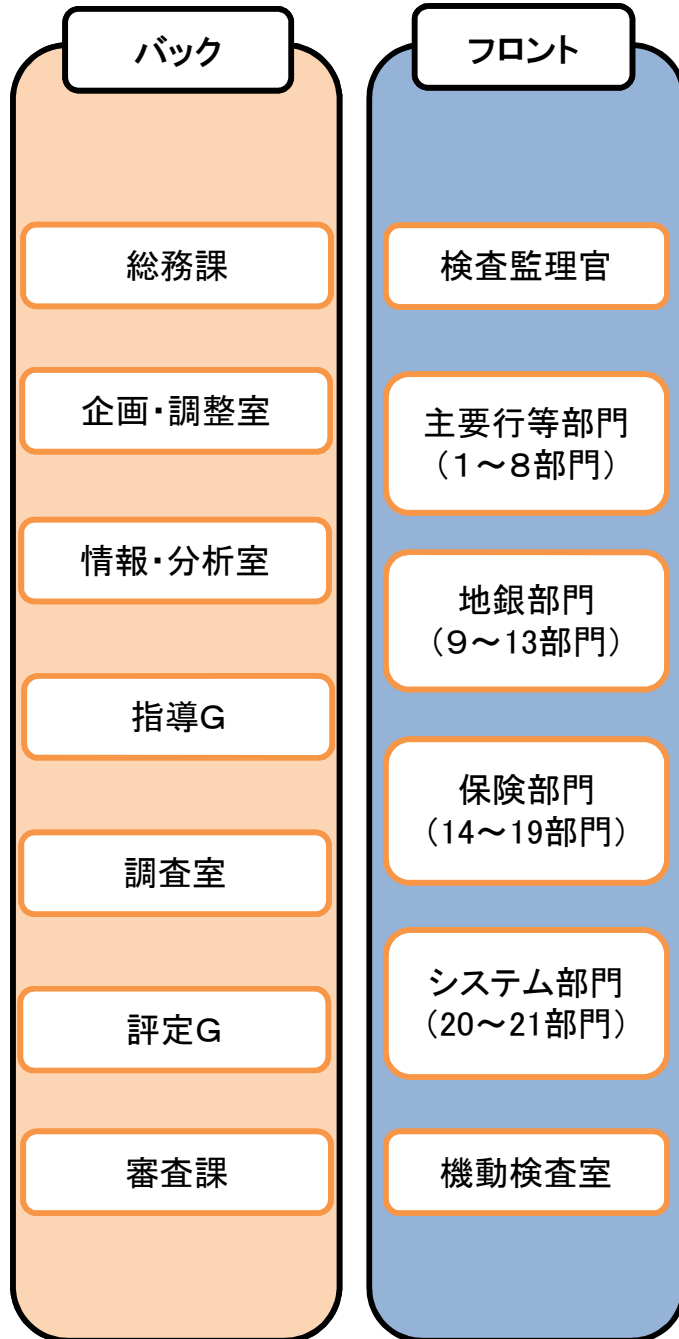


### <新しいモニタリング>

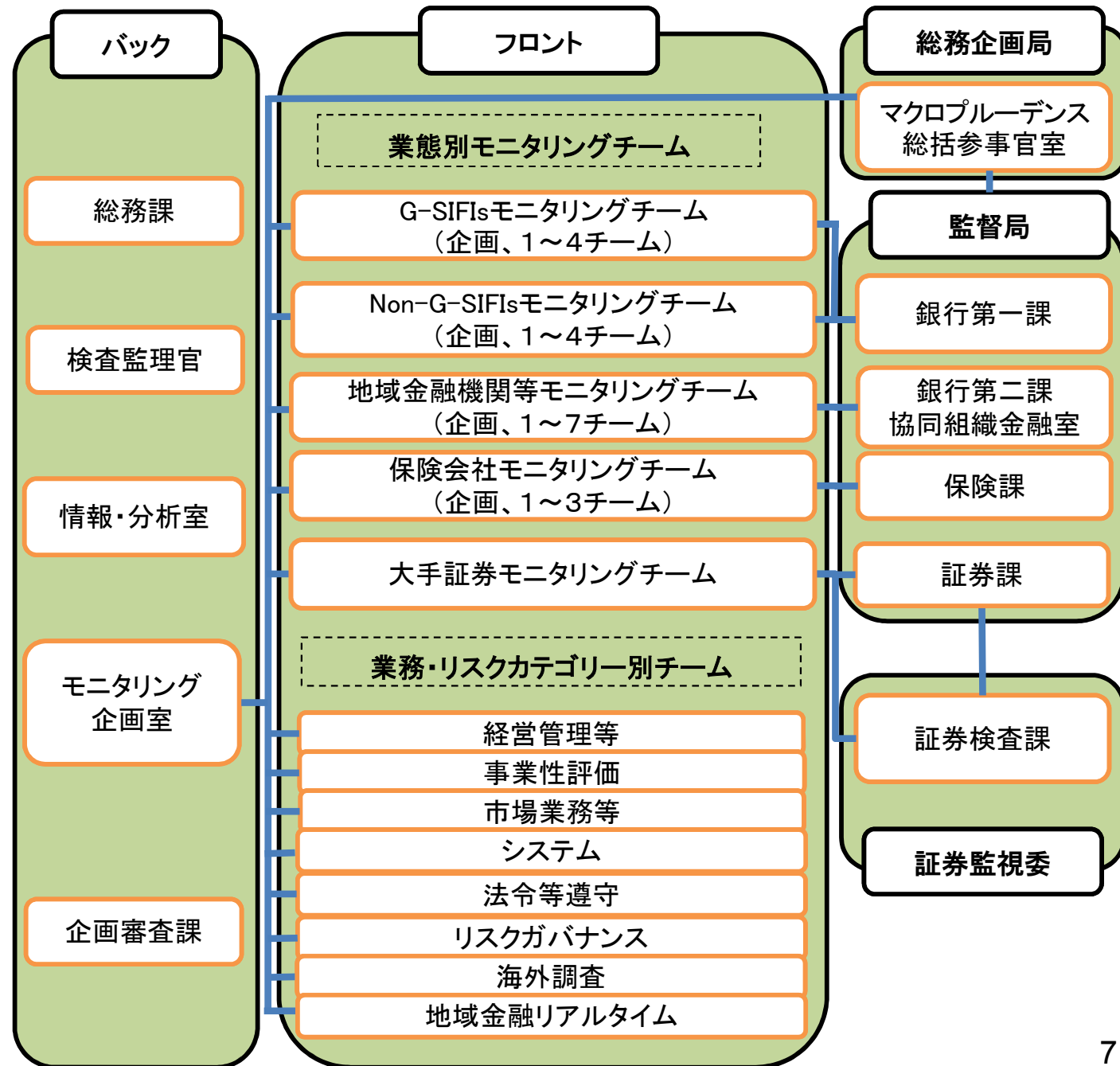


# (参考)検査局の体制変更

＜～25事務年度＞



＜現在＞



## 2. ご議論頂きたいポイント

### 1. これまで進めてきた見直しについてどう考えるか。

- ✓ 更に見直すべき点はないか。

### 2. これまでの見直しを定着・浸透させるためには何が必要か。

#### (1) 組織

- ✓ オン・オフ一体の下での組織のあり方はどう考えたらよいか。

#### (2) 人材

- ✓ 職員に必要となるスキルは何か。
- ✓ 採用・研修・人事のあり方をどう考えたらよいか。

#### (3) 金融検査マニュアル・監督指針

- ✓ 新たなモニタリングの下での金融検査マニュアルや監督指針の位置づけについて、どう考えたらよいか。

## (参考)モニタリング手法に関し示してきた方針①

平成25事務年度 金融モニタリング基本方針(抄) ※前事務年度までは「検査基本方針」

### Ⅱ. 金融モニタリングの見直しの方向性

#### 【リアルタイムでの金融機関、金融システムの実態把握】

内外の経済金融情勢が変化する中、金融機関や金融システムが直面するリスクも絶え間なく変化している。状況の変化に適切に対応するため、当局として、金融機関・金融市場で何が起こっているか、起こりつつあるのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

#### 【業界横断的な課題の抽出、改善策の検討】

これまでの金融検査は、個別の金融機関の定点的な実態把握が中心であったが、オフサイトのモニタリングや新たに試行的に導入する水平的レビューによる横断的な分析を組み合わせ、(中略)、業界横断的な実態把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、オンサイト・オフサイトのフォローアップにつなげていく。

#### 【より優れた業務運営(ベスト・プラクティス(最良慣行))の確立】

これまでの金融検査は基本的には法令や金融検査マニュアル等で規定した基準(ミニマム・スタンダード)を満たしているかについての検証が中心であったが、特に大手金融機関は、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないことから、原則としてより優れた業務運営(ベスト・プラクティス(最良慣行))に近づく観点からの金融モニタリングを実施していく。

## (参考)モニタリング手法に関し示してきた方針②

平成25事務年度 金融モニタリング基本方針(抄) ※前事務年度までは「検査基本方針」

### IV. 金融モニタリング手法の見直しと課題(抄)

#### 1. 金融機関の将来にわたる収益構造の分析

金融機関の健全性を判断する上では、現在のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性はどうか、また、金融機関を取り巻く経済金融情勢の今後の変化を踏まえ、潜在的リスクはどこに存在するか、について分析することが重要であり、こうした観点から金融機関の収益構造及び将来の展望についての議論を金融機関との間で深めていく。

#### 2. 融資審査における事業性の重視

担保・保証に過度に依存しない適切なリスクテイクを阻害している要因は何か、事業の期待収益とリスクに対する評価能力(いわゆる「目利き能力」)を向上させるためにどのような取組みを行っているか、事業について知見を持った人材の確保と育成の取組みはどうか、といった商業銀行経営の本質的課題の改善につながる議論を、金融機関との間で深めていく。

#### 3. 小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重

当局としては、金融機関の将来にわたる健全性の検証(マクロ経済環境の変化への対応、特定業種・大口与信先への集中等)は、ストレス・テスト等も活用しつつ、従来以上に多角的に掘り下げた分析を行うが、金融機関全体の健全性の観点からあまり重大でない小口の資産査定については、金融機関において、引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、その判断を極力尊重する。

## (参考)モニタリング手法に関し示してきた方針③

### 4. 金融機関における「コンプラ(法令等遵守)疲れ」への対応

これまでの当局による検査等での指摘への対応を含めた金融機関側のコンプライアンス対応が累積し、実質的な意味での顧客保護等の観点からはあまり効果的でなく、かえって顧客利便を損ねているような過度に形式的なルールについて、より効果的・効率的にしていく視点を金融モニタリングにおいて導入していく。

## 平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)(抄)

### Ⅲ. 具体的なモニタリングの取組み

#### 1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

これまでは、監督局が金融機関へのヒアリングや資料徴求(オフサイト・モニタリング)及び個別行政対応を、検査局が金融機関への立入検査(オンサイト・モニタリング)を行ってきた。

昨事務年度より、金融モニタリング基本方針の下、金融検査のあり方を改め、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせる実態把握を行う手法を導入した。検査局による新しいモニタリングは、監督局におけるこれまでのオフサイト・モニタリングと重複することから、本事務年度においては、監督方針と金融モニタリング基本方針を統合するとともに、金融機関に対するモニタリングのプロセスを一体化し、共通の方針の下で、両局が緊密に連携・役割分担しながら事務を進め、金融機関の負担軽減を図っていく。監督局と証券取引等監視委員会の間においても連携を強め、業務の重複をできるだけ少なくする等、モニタリングの改善を図る。